北海道食の輸出拡大戦略 <第Ⅲ期>推進状況報告書 <2020年上期(1月~6月)>

令和 2 年(2020年) 1 0 月 北 海 道

1 輸出をめぐる情勢・今後の見通し

輸出環境の動き

- ・世界的な新型コロナウイルス感染症の流行によって、外出自粛 や国内外の渡航禁止など、輸出環境を巡る情勢は大きく変化
- ・外出自粛により、外食産業が落ち込む一方、内食、中食の需要増、EC市場の拡大や巣ごもり需要など消費需要が大きく変化
- ・香港での抗議活動、米中貿易摩擦、韓国での不買運動など、輸出を取り巻く世界情勢は輸出環境に大きな影響
- ・食品等の輸出を促進するため、2020年4月輸出促進法の施行

道内の動き

- ・苫小牧港の大型冷凍冷蔵倉庫の稼働開始
- ・苫小牧港発ASEAN向け小口混載コンテナ輸送
- ・民間による新千歳空港の空港運営事業開始
- ・苫小牧港西港区の貨物船用の岸壁新設中
- ・GFP農林水産・食品事業者の登録2,102件 (道内169件) 全国1位(7月末現在)

輸出の推進状況

- ・世界的な新型コロナウイルス感染症の流行によって、外出自粛や国内外の渡航禁止など輸出環境を巡る情勢は大きく変化しており、感染状況や購買需要の動きを見据えた上で各般の施策に取り組む必要がある。
- ・新型コロナウイルス感染症の拡大により、輸出先国においても、外食需要が落ち込んだものの、内食需要が高まり、家庭内の消費が主流のものの輸出が増加した。一方で、主に外食仕向けのものは減少した。
- ・上期は、海外への渡航ができず、輸出先国へのPRや商談会などの実施が困難な状況が続いた。
- ・下期に向けては、新北海道スタイルに留意し、感染状況を見据えた上で、オンラインを含めた商談会・相談会や プロモーションの実施など、消費回復や販路拡大に向けた事業を展開するほか、生産の安定に向けた取組を加速 するとともに、輸出拡大に向けた競争力を強化するなど、各般の施策を迅速かつ着実に進める。

2 輸出の現状

○道内港からの道産食品の輸出額 2020年上期(1~6月)241.9億円(前年同期比33.5億円(△12.2%)減)

	2016	2017	2018	2019	2020		2020年 対前年同]期	
大品目	上期	上期	上期	上期	上期		主な輸出額上位品目	(前年同期均	曽減額)
農畜産物 農畜産加工 品	億円 21.0	億円 14 .1	億円 13.8	億円 16.4	億円 19 .7	+3.3億円 (+20.0%)	ミルク・クリーム ながいも たまねぎ	5.3 億円 5.0 億円 2.6 億円	(+ 0.6億円) (△ 1.4億円) (+ 2.6億円)
水産物 水産加工品	億円 224.9	億円 240 .1	億円 303 .5	億円 218.4	億円 185 .5	△32.9億円 (△15.1%)	ホタテガイ ナマコ サケ・マス	93.5億円 48.3億円 13.3億円	(△32.0億円) (+ 0.4億円) (△ 4.8億円)
その他 加工食品	億円 31.0	億円 38.7	億円 56.2	億円 40.5	億円 36.7	△3.9億円 (△9.6%)	菓子類 野菜調整品 その他調整品	16.6億円 5.8億円 4.2億円	(△8.8億円) (+1.1億円) (+1.6億円)
合 計	億円 276.9	億円 293.0	億円 373.5	億円 275.4	億円 241.9	△33.5億円 (△12.2%)			

3 2020年度の展開方向と主な取組

(1) 生産の安定化・輸出品目の拡大

- ・ホタテガイの生産安定に向けた検討
- ・海外のニーズや輸入規制等に対応したグローバル 産地の形成支援

(3) 北海道ブランドの浸透・市場拡大

- ・シンガポール、タイのどさんこプラザを活用したマーケ ティング支援やプロモーション・商談会等の実施
- ・ASEAN、上海、ソウル、サハリンの海外事務所のほか、 金融機関、派遣職員のネットワークによる各種情報収集
- ・GAP、水産エコラベル、HACCP等の国際認証・国際規格 等の導入促進

(2) 商流・物流網の整備

- ・国際線を利用し、空路で輸出する荷主に輸出料補助
- ・輸出先国における輸入規制の撤廃・緩和と手続きの 簡素化などに向けた国への要望

(4) 人材育成・輸出支援体制の強化

- ・「道産食品輸出塾」による香港・台湾向け知識の 習得、商談会参加
- ・「地域フード塾」「ワインアカデミー」の拡充
- ・官民連携による「輸出拡大会議」の設置、 課題解決に向けた検討

1 輸出をめぐる情勢と輸出の推進状況(分析)

(1)輸出環境に関する動き

ア 新型コロナウイルス感染症の流行

- ・ 世界的に新型コロナウイルス感染症の流行によって、外出自粛や国内外の渡航禁止など、輸出環境を巡る情勢は大きく変化している。
- ・ 外出自粛などにより、外食産業が落ち込む一方で、家庭で調理して食事をする「内食」と総菜や弁当など調理済みのものを購入して食事をする「中食」の人気が高まっているほか、人との接触を避けた電子取引市場の拡大やオンラインでの買い物習慣が定着する動きがあるとともに、いわゆる「巣ごもり需要」と言われる家庭での自炊用商品の需要が高まっている。

イ 香港での条例等改正案を巡る抗議活動の影響

令和元年(2019年)6月以来現在まで、香港では、条例等改正案を巡る抗議活動が行われており、 現地での商談会やプロモーションが中止になる等の影響があった。

ウ 米中貿易摩擦の影響

平成30年(2018年)から、アメリカと中国による追加関税措置の応酬等により、世界貿易、世界経済の停滞への懸念が高まっている。こうした中、米国は欧州や日本との通商交渉を本格化しており、注目が集まる状況が続いている。

エ 韓国での不買運動による食品輸出の減少

令和元年(2019年)後半から日韓関係の悪化による日本産品不買運動の影響で、日本産農林水産物・食品の販売が急減。

オ 輸出促進法の施行

令和2年(2020年)4月1日に、我が国で生産された農林水産物・食品の輸出の促進を図るため、 「農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律」が施行された。

カ 食品等事業者における HACCP の制度化

令和2年(2020年)6月1日施行の食品衛生法の改正により、原則全ての食品等事業者において HACCPの導入が制度化(経過措置1年)。

キ マカオ向け日本産家禽肉輸出条件の合意

農林水産省は令和2年(2020年)3月31日、マカオ当局と日本産の二ワトリやカモなどの家禽(かきん)肉の輸出条件について合意し、4月1日から条件を満たした日本産家禽肉のマカオへの輸出が可能になったと公表した。

ク 輸出水産食品取扱認定施設(対米・対EU-HACCP導入施設)の増加

新たにアメリカ向けは4施設が認定され78施設、EU向けは1施設が認定され23施設、合計で101施設となった。

※ アメリカ向け4施設:函館市、北斗市、森町、八雲町、※EU 向け1施設:佐呂間町

ケ 対 EU 輸出水産食品の取扱要領の見直し

対 EU 輸出水産食品の取扱要領などが見直され、海域のサンプリングや報告事項の簡素化を図るなど、生産漁協の負担を軽減し、輸出に取り組みやすい環境整備を実施。

(2) 道内の主な動き

ア フード・ロジスティクス・イノベーション拠点形成に向けた取組 以下のような新たな物流モデルの構築に向けた取組が進んでいる。

・ 苫小牧港東港区の大型冷凍冷蔵倉庫が稼働開始

港湾運送業の第三セクターを中核とした特別目的会社が、苫小牧港東港区の国際コンテナターミナルの隣接地に道内最大級の大型冷凍冷蔵倉庫を建設、令和 2 年(2020 年) 5 月から稼働を開始し、物流高度化により、北海道の食産業の成長や輸出促進が期待される。

・ 苫小牧港小口混載コンテナ輸送サービスの実施

苫小牧港発、台湾・シンガポール・香港向けの、冷凍の海上コンテナ輸送の船便が毎月1回以上 運航される。小口の荷主同士の貨物を混載輸送することで、輸送費の低減、貨物量の増加が期待されている。

新千歳空港・苫小牧港ダブルポート構想

非常時の代替輸送力バックアップや、移出・輸出貨物増加時の連携など、新千歳空港・苫小牧港 の連携による機能強化を目指している。

イ 苫小牧港西港区の貨物船用の岸壁新設

バース不足による滞船等を解消し国際競争力の維持・強化を図るため、国土交通省が苫小牧港 西港区真古舞地区に貨物船用岸壁を新設する。令和元年(2019 年)11 月に着工し、令和 5 年度 (2023 年度)供用する予定。

ウ 農林水産物・食品輸出プロジェクト(GFP)の登録状況

農林水産省が推進する日本の農畜産物・食品の輸出プロジェクト(GFP)の農林水産・食品関連事業者の登録事業者数は、令和2年(2020年)7月末現在全国で2,102件のうち、都道府県別では北海道が最も多い169件となっている。

エ 地理的表示(GI)保護制度の新たな登録

令和2年(2020年)3月、ひやま漁業協同組合の乾燥ナマコ「檜山海参」(ヒヤマハイシェン)が 地理的表示(GI)保護制度に登録。道内では「夕張メロン」、「十勝川西長いも」、「今金男しゃく」に 続き4例目

オ 食品産業の輸出向け HACCP 等対応施設整備対策事業等の活用

農林水産省が、令和元年度に創設した食品製造事業者等が取り組む輸出に必要な HACCP 等の基準 を満たす施設や機器等の整備を支援する事業を活用し、輸出環境の整備を促進している。

令和2年7月末時点で、牛乳・乳製品、ホタテなどの加工食品製造ラインの新設や改修、冷凍・冷蔵保管施設の整備など13件、50億円(事業費ベース)の補助金を決定している。

カ 輸出に取り組む企業の裾野拡大

国際情勢等の影響で海外向けの商談会の中止などが相次ぎ、参加企業数は減少した。 産地証明書等の発行枚数は近年増加傾向にあったが、令和元年度(2019年度)は減少した。

	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)
海外向け商談会参加企業数(のべ)	512社	544社	567社	391社
中国・韓国向け産地証明書等の発行枚数(農産物、加工食品)	4,700件	9,700件	10,800件	10,001件

キ 道産チルド牛乳 台湾で人気

低温管理のチルド牛乳販売が台湾で好調。

平成30年(2018年)12月から台湾で本格販売を始め、「北海道」を前面に押し出すプロモーションを展開し、販売当初から1年で販売当初の約4倍の売上となった。

ク J A ひがしかわが東川米と大雪旭岳源水をロシアで P R

令和2年(2020年)2月、ロシア・モスクワで東川米と大雪旭岳源水のPRイベントを実施。今春から同ウラジオストクの日本食料理店で東川米を使ったおにぎりがメニュー化。

(3)輸出の推進状況(分析)

ア全般

- ・世界的に新型コロナウイルス感染症の流行によって、外出自粛や国内外の渡航禁止など、輸出環境 を巡る情勢は大きく変化している。
- ・下期に向けては、新北海道スタイルに留意し、感染状況やそれを受けた購買需要の動きを見据えた 上で、各般の施策に取り組む必要がある。

イ 農畜産物・農畜産加工品

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大により、輸出先国においても、外食需要が落ち込んだものの、内食需要が高まり、家庭内の消費が主流なミルク・クリームや鶏卵、豚肉などの輸出が増加した。一方で、主に外食仕向けの米や日本酒などが減少した。
- ・下期に向けては、重点品目である、米、日本酒、青果物及び牛肉のプロモーションや輸送試験等を行う他、道、ホクレン、ぎょれんとの連携により、日本最大の輸出向け商談会「"日本の食品" 輸出 E X P O 」に出展し、海外バイヤーへの P R を実施する。
- ・また、上期に続き、輸出に積極的に取り組んでいる生産者や「JA帯広かわにし」、「あっさぶ 農匠」、「チクレン」等の生産者団体、道内の貿易会社等の関係事業者を訪問し、近年の輸出の実績や問題点、方針などについての聞き取りを行い、情報を交換・共有し、事業者のニーズを踏まえた取組を促進する。

ウ 水産物・水産加工品

- ・ホタテガイは、主要産地であるオホーツク海で順調に水揚げされ、輸出量は前年を上回ったが、 単価安から輸出額は減少していることから、更なる需要の拡大に向けネット通販サイトを活用した PR・販売など、コロナ禍における巣ごもり需要に対応した販路拡大へ向けた取組を実施する。
- ・秋サケの水揚げ量は、4年連続で10万トンを大きく下回り、近年不漁が続いていることから、飼育環境向上のための施設改良や設備の導入など、生産の安定に向けた取組を加速するとともに、輸出の拡大に向け競争力の強化を図るため、令和元年12月に世界基準のエコラベルとして認定された、日本発のエコラベル「MEL」の認証取得を希望する団体等への支援を行う。
- ・近年、水揚げが増加しているブリやイワシは新たな輸出品目として期待されており、イワシは輸出の拡大へ向け、コロナウイルス感染症の状況を見ながら、現地バイヤー等への PR や商談会の実施を検討する。

エ その他加工食品

・菓子類は、新型コロナウイルス感染症の流行による外出自粛などの影響で、百貨店での販売や物産 展等の催事の中止により、大きく減少しており、下期にむけては、新北海道スタイルに留意し、感染 状況を見据えた上で、オンラインを含めた商談会・相談会やプロモーションの実施など、消費回復 や販路拡大に向けた事業を展開する。

- ・一方で、外出自粛などの影響によって、内食、中食需要が高まっており、醤油や調味料、簡単に調理をすることができる調整品のほか、飲料の輸出が増加しており、消費者の需要の変化に対応した商品開発の取組を推進する必要がある。
- ・ワインは、地理的表示(GI)制度に基づき、ワインの産地として2018年6月に「北海道」が指定された以降、堅調に輸出額が増加しており、2020年6月末現在累計18社352銘柄が「GI北海道」の認定を受けている。

2 輸出の現状

令和 2 年(2020 年)上期(1月~6月)の道内港からの道産食品の輸出額は、241.9 億円、前年同期比 33.5 億円(△12.2%)減となった。

【品目別】

+ 00	2016	2017	2018	2019	2020		2020 年 対前	i年同期		
大品目	上期	上期	上期	上期	上期		主な輸出額上位	品目(前年	同期増減	額)
農畜産物	億円	億円	億円	億円	億円	+3.3 億円	ミルク・クリーム		•	·
農畜産加工品	21.0	14.1	13.8	16.4	19.7	(+20.0%)	ながいも たまねぎ	5.0 億円 2.6 億円	(\triangle 1.4)	<i>'</i>
水産物	億円	億円	億円	億円	億円	△32.9 億円	ホタテガイ	93.5 億円	•	•
水産加工品	224.9	240.1	303.5	218.4	185.5	(△15.1%)	ナマコサケ・マス	48.3 億円 13.3 億円	•	,
その他	億円	億円	億円	億円	億円	△3.9 億円	菓子類 野菜調整品	16.6 億円 5.8 億円	•	,
加工食品	31.0	38.7	56.2	40.5	36.7	(△9.6%)	その他調整品	4.2 億円	(+1.6	億円)
合 計	億円	億円	億円	億円	億円	△33.5 億円				
	276.9	293.0	373.5	275.4	241.9	(△12.2%)				

^{※ 「}増減率」は千円単位で計算。端数処理の関係で差し引き、合計が一致しない場合がある。

【主な地域別】

	2016	2017	2018	2019	2020		2020年 対前	年同期
項目	上期	上期	上期	上期	上期		主な輸出額上位	品目(前年同期増減額)
中国、台湾	億円	億円	億円	億円	億円	△28.8 億円	ホタテガイ	85.3 億円 (△29.4 億円)
香港、韓国	199.9	236.3	318.0	222.4	193.6	(△13.0%)	ナマコ	48.3 億円 (+ 0.4 億円)
日/2、7年四	155.5	250.5	310.0	222.7	155.0	(△13.070)	その他ベーカリー	製品 7.3 億円 (△ 3.0 億円)
	/ *	/÷m	/ * m	/÷ CD	Æ.D.	^ 2 <i>C </i> 辛田	サケ・マス	10.2 億円 (△ 4.2 億円)
ASEAN	億円	億円	億円	億円	億円	△3.6 億円	その他菓子類	3.3 億円 (△ 0.6 億円)
	39.1	34.3	29.8	33.5	29.9	(△10.7%)	ホタテガイ	1.2 億円 (△ 1.1 億円)
							ホタテガイ	6.8 億円 (△ 0.8 億円)
欧米	億円	億円	億円	億円	億円	△1.7 億円	その他調整食料	品 2.0 億円 (+ 1.1 億円)
	36.2	21.4	25.1	17.8	16.1	(△9.6%)	ながいも	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
7.D.W	億円	億円	億円	億円	億円			
その他	1.7	1.0	0.6	1.7	2.3			

^{※ 「}増減率」は千円単位で計算。端数処理の関係で差し引き、合計が一致しない場合がある。

【参考: 今期の増加・減少要因】

[※] 欧米には、ヨーロッパ、北米、ロシア等を含む。

[※] 令和元年(2019年)の道内港からの輸出先国上位は順に、中国、香港、ベトナム、台湾、アメリカ合衆国である。

(1) 増加した主な品目と要因

ア たまねぎ

前年同期比 2.6 億円増(6,797.0%)の 2.6 億円

前年度香港向け380万円のみのところ、本年度は台湾向け2.2億円、韓国向け0.3億円が増加している。これは昨年産が豊作だったことで、輸出仕向量が十分確保できたためと考えられる。

イ 水・清涼飲料水

前年同期比 1.6 億円増(111.4%増)の 3.0 億円。

中国向けが 1.5 億円増(221.9%増)の 2.2 億円、ベトナム向けが 0.2 億円の純増となっている。

ウ スケトウダラ・ブリ

前年同期比 3.4 億円増(167.3%増)の 5.4 億円

スケトウダラは中国向けが前年同期比 1.4 億円増(135.2%増)、ブリはベトナム向けが 1.6 億円増(2,918.3%増)となっている。

(2)減少した主な品目と要因

ア ホタテガイ

前年同期比 32.0 億円減(25.5%減)の 93.5 億円。

主要輸出先である中国へは、輸出量で前年同期比 1,756 トン増(6%増)の 29,684 トンとなったが、輸出単価は低下し、輸出額は前年同期比 33.6 億円減(34.0%減)の 65.4 億円となった。

イ 菓子類

前年同期比 8.8 億円減(34.6%減)の 16.6 億円。これは、海外百貨店等での販売の減少や物産フェアの中止による影響が考えられる。

主に減少したのは中国向けの 2.9 億円 (25.3%減)、韓国向けの 2.3 億円 (70.9%減)、香港向けの 0.6 億円 (30.1%減)、シンガポール向けの 0.6 億円 (49.2%減)、台湾向けの 0.5 億円 (61.4%減) となっている。

中国向けの減少で主なものは、パンなどのその他ベーカリー製品 1.4 億円減の 6.0 億円、チョコレート製品 0.9 億円減の 0.9 億円、その他菓子類 0.5 億円減の 1.7 億円。

韓国向けの減少で主なものは、パンなどのその他ベーカリー製品 1.1 億円減の 0.8 億円、チョコレート製品 0.3 億円減の 200 万円、その他菓子類 0.7 億円減の 0.2 億円。

ウ サケ・マス

前年同期比 4.8 億円減(26.4%減)の 13.3 億円。

主要輸出先であるベトナム向けは 1.9 億円減(23.3%減)、タイ向けは 2.3 億円減(39.0%減)となっており、昨年の全道的な水揚げの減少が要因。

工 日本酒

前年同期比 0.6 億円減(34.7%減)の 1.1 億円。

香港向けが 0.5 億円減(33.8%減)の 1 億円、中国が 500 万円減の 300 万円となっている。新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う外食需要の落ち込みの影響を受けていると考えられる。

(3) そのほかの主な品目の動向

アナマコ

前年同期比 0.4 億円増(0.8%増)の 48.3 億円。

主要輸出先である香港向けが 5.2 億円減(11.6%減)の 40.3 億円となる一方で、台湾向けが 5.1 億円増(161,425.2%増)となった。

イ ミルク・クリーム

前年同期比 0.6 億円増(12.2%増)の 5.3 億円。

香港向けが 1.0 億円増の 5.2 億円(22.6%増)となっている。これは、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響で内食需要が高まったためと考えられる。

3 2020 年度の展開方向と主な取組

(1) 生産の安定化・輸出品目の拡大

安定的な生産・供給体制の整備と輸出品目の拡大・差別化の推進

項目	取組内容
波浪に強い漁場づくり	〇木タテガイの生産安定に向け、時化の影響を受けにくい沖合への漁
	場整備やハザードマップを活用した放流適地を検討
安定生産に向けた環境整備	○秋サケの飼育環境向上のための施設改良や設備の導入、稚魚の遊泳
	力の強化に効果があるDHAの給餌試験等を実施
栽培・養殖技術の改良・普及	○道総研水産試験場との連携により、新たな養殖管理マニュアルの策
	定に向け、引き続き飼育試験を行うとともに、得られた知見等を随
	時、漁業者に対し「噴火湾養殖ホタテガイ対策だより」等による情
	報提供を実施
海外需要と国内需要を併せて計画	○国の「GFPグローバル産地づくり推進事業」の活用により、輸出
的かつ安定的に生産・供給する取	先のニーズや規制等に対応した生産・加工体制の構築やテスト輸出
組の推進	等の産地の取組を支援

(2) 商流・物流網の整備

安全・高品質・こだわりの道産食品を迅速・確実・低コストで現地に届ける取組の推進

項目	取組内容
商流確立に向けた支援	○海外需要を効果的に取り込むため、ASEAN諸国、中国、台湾及
	びアメリカにて現地関係機関や企業等とのネットワークを活用しな
	がら、道産食品の販路の開拓と定着等の取組を支援
国際航空路線の維持	○海外航空会社に対する新千歳空港路線の維持活動や、新千歳空港発
	の国際線(チャーター便を含む)を利用して貨物を輸出する荷主へ
	の輸出料補助を実施
輸出先国における輸入規制の撤	○輸出先国における輸入規制の撤廃・緩和と手続きの簡素化などに向
廃・緩和と手続きの簡素化などに	けた国への要望を実施
向けた国への要望	○対EU輸出水産食品の取扱要領などが見直され、サンプリングや報告
	事項の簡素化を図るなど、輸出に取り組みやすい環境整備を実施

(3) 北海道ブランドの浸透・市場拡大

需要増加が見込まれる品目や国・地域に対する販路開拓と輸出支援体制の構築による新市場の獲得

項目	国・地域に対する照面開始と制田文張体制の構業による利用場の接待 取組内容
関係機関・団体・企業等と連携し	O北海道食材卸・あっせんサポーターとして現地マーケットに精通し
た海外ニーズや規制情報等の収集	た専門家をシンガポールとタイの現地に配置。取引候補先への道産
及び道内企業等への情報提供	食品のセールスや道内企業の商談をサポートするなど、道産食品の
	PR及び販路拡大を図る。
	○北海道ASEAN事務所や、上海、サハリン、ソウルの海外事務所
	のほか、道の海外への派遣職員や金融機関等とのネットワークによ
	り、海外市場情報の収集・提供や現地での取組支援等を実施
輸出拡大に向けた国際認証・国際	○国際的に認知されている水産エコラベル認証の取得を希望する団体
規格等の導入・取得促進	等に対し助言や認証取得費用を支援
	〇北海道HACCP認証制度の再構築と、普及啓発
	OHACCPに沿った衛生管理制度化の施行(R2.6.1)に向けて、事業者に
	対する導入支援講習会の開催や、リーフレット・関係手引書の配布
	○農林水産物・食品を輸出するため、輸出先国から求められる様々な
	規制及び基準等への対応、輸出先国のニーズに対応したHACCP等基
	準を満たすための製造、加工、流通体制等の整備に要する経費を支
	援する。
	 ○国際水準GAP(農業生産工程管理)の導入促進を図るため、指導
	者育成など地域の指導体制の整備や、農業者向け研修会の開催、G
	A P認証取得費用の支援を行う。
	○輸出先国における外食から家庭食へのシフトなどに対応するための
	施設整備に要する経費を支援する。
海外バイヤー向け商談会等への参	○ASEAN地域での販路定着・輸出促進を実施
מל	○海外需要を効果的に取り込むため、ASEAN諸国、中国、台湾及
	びアメリカにて現地関係機関や企業等とのネットワークを活用しな
	がら、道産食品の販路開拓と定着等の取組を支援
	○道・ホクレン・ぎょれんの連携により、商談会(輸出EXPO)等
	に参加
海外「どさんこプラザ」の活用	〇シンガポール及びタイの北海道どさんこプラザにおけるテスト販売
	を通じたマーケティング支援
	〇シンガポール及びタイにおいてBtoB商談会を開催し、輸出を目指す
	道内事業者を支援。
	〇シンガポール及びタイの北海道どさんこプラザを活用した北海道フ
	ェアを開催し、現地消費者へ道産食品をPR。
輸出先国・輸出品目の拡大、輸出	○販路の創出、需要の拡大に向け、重点品目ごとにターゲットを絞っ
量の増加に向けた取組	た海外での商談会等を実施
	○中国の百貨店及び量販店などにて道産品のテスト販売を実施
	○ASEAN諸国の小売店等にてテスト販売を実施するほか、現地飲
	食店等に道産食材を使用したメニューを提供
	〇台湾の飲食店等でのテストマーケティングを実施
	〇生産者団体が東南アジアを中心に、現地取引先との連携により実施

	する、ネット通販サイトの活用や量販店・飲食店におけるPR・販売
	の取組を支援
	○シンガポールにおいて、現地バイヤーや飲食店を対象とした生食用
	冷凍イワシ等の道産水産物のPRや商談会を実施
北海道ブランドの確立・戦略的活	○将来的な輸出拡大を見据えた道産酒米の品種開発及び道産日本酒の
用	ブランドカ向上

(4) 人材育成・輸出支援体制の強化

新市場に挑戦するための機運の醸成及び輸出に取り組む担い手の育成

項目	取組内容
輸出関連事業者等と連携した人材	〇「道産食品輸出塾」の実施
育成事業の推進	〇「地域フード塾」「ワインアカデミー」の拡充
輸出に向けた地域の取組の支援	〇各機関が実施している輸出サポートの取組を道内企業へ周知
対米・対EU輸出水産食品取扱施	〇水産加工施設の対米、対EU-HACCPの認定取得に向けた講習
設認定の取得促進に向けた事業者	会を開催
向け講習会の開催	
JETRO北海道、北海道農政事	〇道産食品輸出拡大会議において、輸出にかかるこれまでの取組課題
務所等の関係機関・団体による相	を整理し、機動的に課題解決に向けた会議を実施し、課題(テーマ)
談窓口との有機的連携	に応じたプロジェクトを推進
	〇北海道地域農林水産物等輸出促進協議会を活用した情報共有

【参考:北海道食の輸出拡大戦略〈第Ⅱ期〉について】

(1) 戦略の策定の趣旨など

道では、平成28年(2016年)に「北海道食の輸出拡大戦略」を取りまとめ、生産者や事業者、支援機関等が連携した取組を進めてまいりました。この戦略に沿った取組内容や輸出を巡る環境の変化、道外港を含めた輸出実態・実績を踏まえ、北海道ブランドの浸透や市場の拡大に向けた取組に弾みをつけ、輸出に携わる事業者や担い手の裾野を広げることにより、北海道の食の輸出をさらに成長させ、道内食関連産業の持続的な発展を図るため、平成30年(2018年)12月に新たな戦略となる「北海道食の輸出拡大戦略<第II期>」を策定しました。

(2) 目標水準

道産食品輸出額 1,500 億円

推進期間: 令和元年(2019年) から令和5年(2023年) までの5年間

品目 区分	道内港	道外港	合計
農畜産物・農畜産加工品 (日本酒含む。以下、同じ)	100 億円	25 億円	125 億円
水産物・水産加工品	800 億円	300 億円	1,100 億円
その他加工食品	200 億円	75 億円	275 億円
合 計	1,100 億円	400 億円	1,500 億円

(3)基本戦略

以下の4つの基本戦略に基づいた施策を推進し、道産食品の輸出拡大を推進します。

l 生産の安定化 ・輸出品目の拡大

安定的な生産・供給体制の整備と輸出品目の拡大・ 差別化の推進

Ⅱ 商流

・物流網の整備

安全・高品質・こだわりの 道産食品を迅速・確実・ 低コストで現地に届ける 取組の推進

Ⅲ 北海道ブランドの浸透 ・市場拡大

需要増加が見込まれる品目や 国・地域に対する販路開拓と 輸出支援体制の構築による 新市場の獲得

Ⅳ 人材育成・輸出支援体制の強化

新規市場に挑戦するための機運の醸成及び輸出に取り組む担い手の育成

(4) 道産食品輸出額の把握

- ・道内港からの道産食品輸出額については、毎月発表の財務省の貿易統計(函館税関分)をもとに取りまとめます。
- ・道外港からの道産食品輸出額については、貿易統計がないことから、各種データや企業・業界団体からの聞き取り調査等を基に分析・推計するため、推計値を翌年に取りまとめます。
- ・本報告書で示す輸出実績は道内港分のみとなります。
- ※億円単位については、小数点第二位で四捨五入しています。
- ※数値は端数処理の関係で合計などが一致しない場合があります。

【参考: これまでの通年の道内港からの輸出額の推移】

